

## 1. はじめに

筆者に与えられた題は「その他の官衙・居宅跡」であるが、本書の宮城県域（陸奥国中部）については、一定の成果が得られた城柵官衙跡がすべて個別報告となっている。そこで、ここでは官衙や城柵の外にあって一般集落とは区別できた施設のうち、館や有力者居宅とされる建物群について報告することにしたい。館は国府の場合、国司の宿滞在施設、郡家は公的使臣や部内巡回国司などの旅舎（山中 2004）で、ほかに交通関係施設に関わる旅舎が想定できる。有力者居宅は、地方の政治的・経済的有力者（豪族）の居住施設兼農業等地域経営の拠点で、主屋・副屋・竈屋・納屋などの居住・家政施設空間と総柱高床倉庫群や屋などの収納施設空間からなる。中心建物群は広場を囲んでコ字形やロ字形、L字形に配置され、主屋の背後や右手に2棟以上の小型倉庫群が並ぶ例が多い（山中・石毛 2004）。本稿は、陸奥国中部の館や居宅のうち、中心建物群の配置が判明した遺跡について俯瞰的な分類を試みたのち、建物の格式や出土遺物から館や居宅の階層性を指摘し、それぞれの性格を考える。より詳しい分析は、『宮城考古学』第24・25号（村田 2022・2023）で行っており、併せて参照いただきたい。

## 2. 中心建物群の分類

中心建物群の分類にあたり、最初に主屋の桁行が5間以上（廂を含む）と4間もしくは3間に分けた。陸奥国中部の城柵・官衙・寺院やその周辺を除く古代遺跡で桁行5間以上の建物は17遺跡61例に限られるため、5間以上と4間以下ではそれを含む建物群の格が異なると考えられる（松村 1999）。主屋については、規模・廂の有無と構造・床張りに加え、独立性や広場に対する向きにも注目している。このため、妻側が広場を向く場合は文中で記述を行い、副屋の中でも主屋の隣で棟方向を揃え、並列もしくは直列に配置された建物を特に「並屋」と呼んでいる。さらに、副屋の規模と構成・向屋の有無・小型倉庫群の有無と位置・竈屋の位置と構造・堀や溝などによる囲繞施設の有無などについても着目した。

その結果、陸奥国中部の館・居宅の中心建物群53例は大別13類に分けられ、さらに、囲繞施設の有無（有：a類、無：b類）や副屋・竈屋の規模・構造、建物群の構成などで細分している（村田 2022）（第1・2図、第1表）。主屋が5間以上となるのはI～VII類で、4間以下はVIII～XII類、外周溝建物がXIII類である。囲繞施設は、陸奥国府域や壇の越遺跡の方格街区を中心に認められる。その多くは中心建物群の一角を街区の隅に合わせ、居宅の二辺を道路（側溝）または内側の堀とし、他辺もそれらに接続する溝や堀で囲まれる。このため、方格街区の居宅で三辺に区画施設が認められる場合はa類と判断した。また、国府域を除くとa類の幅は半町前後となる例が多く、中心建物群の幅は半町が一つの基準となったと考えられる。

以下、各類の特徴を述べるが、陸奥国府域や壇の越遺跡の街区名は、何度も登場するため国府域／北1西3、壇の越／西5南6などと遺跡名や区名を略し、街区での位置が分かるものについては、街区名の後に「南」・「南西」などと附している。また、国府域のI期～III期は街区（地割）変遷の遺構期、壇の越のI期～IV期は東山官衙遺跡群全体の遺構期を指す。さらに、区画内が複数の建物群に分けられる場合、主屋を中心とするブロックは主屋域、それ以外のブロックは雑舎域と呼称する（家原 2007）。

**I類**：5間の主屋と4間の並屋が妻を広場に向けて並列に配置され、これらと副屋・竈屋が広場をロ字状に囲む。I a類の壇の越／西5南6南西～II期（加美町 2004a）や同／西5南5南西～II期（宮城県 2003ほか）は、建物群の南と西が道路に面し内側を一辺60mほどの材木堀が囲む。年代は8世紀中葉である。

**II類**：主屋は5間で並屋が直線的に配置され、副屋や倉庫とともに広場をコ字状もしくはロ字状に囲む。II b類の団子山西遺跡I-9区～II期（宮城県 2018b）と源光遺跡2021年度調査区B期（栗原市

2021)が確認できる。年代は団子山西 I-9 区が 8 世紀末～9 世紀前半、源光 B 期が 8 世紀後半である。

**III類**：主屋が 5 間で妻が広場を向く。囲繞施設を有するもの (III a 類) とないもの (III b 類) があり、前者は主屋構造から有廂の III a1 類と無廂の III a2 類に、後者は廂付主屋の周辺に副屋等の建物が配される III b1 類と廂付主屋の周辺に建物などの施設が認められない III b2 類に分けられる。III a1 類は国府域 / 南 2 西 1 北 - B4 期 [ 道路 ] (宮城県 2014)、同 / 南 2 東 1 北 [ 道路・区画溝 ] (多賀城市 2004) で、III a2 類は国府域 / 南 2 西 1 北 - B3 期 [ 道路 ] (宮城県 2014) である ([ ] 内は囲繞施設。以下同じ)。III b1 類は国府域 / 南 1 東 4 北西 - II A・B 期 (多賀城市 2003)、III b2 類が八幡沖遺跡 (多賀城市 2015・2018) である。III a1・III a2 類の国府域 / 南 2 西 1 北 - B4 期・B3 期は、主屋域と雜舍域が目隠塀で分かれる。年代は、国府域 / 南 1 東 4 - II A・B 期が 9 世紀前葉～中葉、同 / 南 2 西 1-B3 期は 9 世紀後葉、同 / 南 2 西 1-B4 期と同 / 南 2 東 1 が 10 世紀前葉もしくは前半、八幡沖は 10 世紀中葉である。八幡沖では広場の土器廃棄土坑から土器食器が多量に出土した。

**IV類**：主屋は 7 間の四面廂建物で、南の向屋や広場を囲んで副屋が並ぶ。IV b 類の国府域 / 館前は、向屋・副屋を含む主要建物が 5 間以上で、同様の例は他にない (多賀城市 1980)。年代は 9 世紀後葉である。

**V類**：主屋は 5 間以上の廂付建物で、副屋とともに広場をロ字状・コ字状・L 字状に囲み、副屋列の外にも小型倉庫や側柱建物が並ぶ。今のところ囲繞施設を有する V a 類のみ認められる。郡山遺跡 65 次 - B 期 [ 区画溝 ] (仙台市 1992)、国府域 / 北 1 西 3 南 - B2 期 [ 材木塀 ] (宮城県 1996b)、壇の越 / 東 1 南 8 南西 - IV 期前半 [ 掘立柱塀 ] (加美町 2005) である。このうち、国府域 / 北 1 西 7 南西 - B1 期は主屋と西副屋の一部を検出したにとどまるが、施設構成や出土遺物が格式高いことから、囲繞施設を有したと考えられる (多賀城市埋文 1991a・1993)。また、国府域 / 北 1 西 3 と同 / 北 1 西 7 は片方の副屋が 2 列認められ、前者は主屋域と雜舍域それが材木塀で囲まれる。

年代は郡山 65 次 - B 期が 8 世紀初頭前後、国府域 / 北 1 西 3 - B2 期が 9 世紀中葉、同 / 北 1 西 7 - B1 期が 10 世紀前半、壇の越 / 東 1 南 8 - IV 期前半は 9 世紀後半である。国府域 / 北 1 西 3 は施釉陶器や硯類が豊富であり、中国産磁器、大戸産須恵器も認められる。土器廃棄土坑からは多量の食器が出土した。同 / 北 1 西 7 は施釉陶器や中国産陶磁器、硯類、金泥が付着した灰釉陶器のほか、土器廃棄土坑から多量の食器が出土した。さらに、主屋の柱穴からは陸奥国守が右大臣へ馬を進上した際の収文に伴う題箋軸(木簡)が出土しており、居住者の特定につながる資料として注目される。

**VI類**：5 間の主屋と副屋などで広場をロ字状もしくはコ字状に囲むが、小型倉庫群は認められない。囲繞施設を有するもの (VI a 類) とないもの (VI b 類) がある。VI a 類は国府域 / 北 1 西 3 - B4 期 [ 材木塀 ] (宮城県 1996b)、同 / 北 2 西 4 南 - II B 期 [ 道路・区画溝 ] (宮城県 2018)、壇の越 / 東 1 南 8 南西 - III 期 [ 材木塀 ] (加美町 2005)、神柵遺跡 [ 掘立柱塀 ] (仙台市 1992) で、後二者の東西幅は半町前後とみられる。また、国府域 / 北 1 西 3 は片方の副屋が 2 列で、主屋域と雜舍域それが材木塀で囲まれる。VI b 類の角田郡山遺跡品濃地区は、建物が西向きのコ字形に配置され、主屋と南北の副屋が 5 間と格式が高い (角田市 2008・2009)。建物群の西を流れる阿武隈川は征夷終了後、陸奥南部と中部を結ぶ水路として奈良時代より重要度が高まっており (村田 2017b)、建物群は河川交通に関わる館と考えられる。年代は神柵が 8 世紀後半、壇の越 / 東 1 南 8 - III 期が 8 世紀後葉～9 世紀前半、角田郡山 / 品濃が 9 世紀中頃～後半、国府域 / 北 2 西 4 - II B 期は 9 世紀後葉～10 世紀初頭、同 / 北 1 西 3 - B4 期が 10 世紀前半で、後二者は広場に土器廃棄土坑が認められる。

**VII類**：5 間の主屋と副屋などで広場をコ字状に囲むが、副屋の方向は主屋と同じになるものが多い。VII b 類の郷楽遺跡 - IV 期 (宮城県 1987・宮城県・利府町 1990・利府町 1995) の主屋は 5 × 3 間の 2 棟が東西の妻を揃え、2.4 m 離れて南北に並ぶため双堂と考えられる。本期は 5 間以上の建物が多く、それに匹敵す

る規模の4間建物も存在する。また、3×2間の東西棟総柱建物2棟は南北の側が揃い、2.0m離れて東西に並ぶため双倉と考えられる。年代は9世紀後葉～10世紀初頭である。さらに、建物内外で確認された7基の土器埋設遺構は、陸奥国大地震後に再建された本期建物に対する地鎮とみられる（村田2022）。

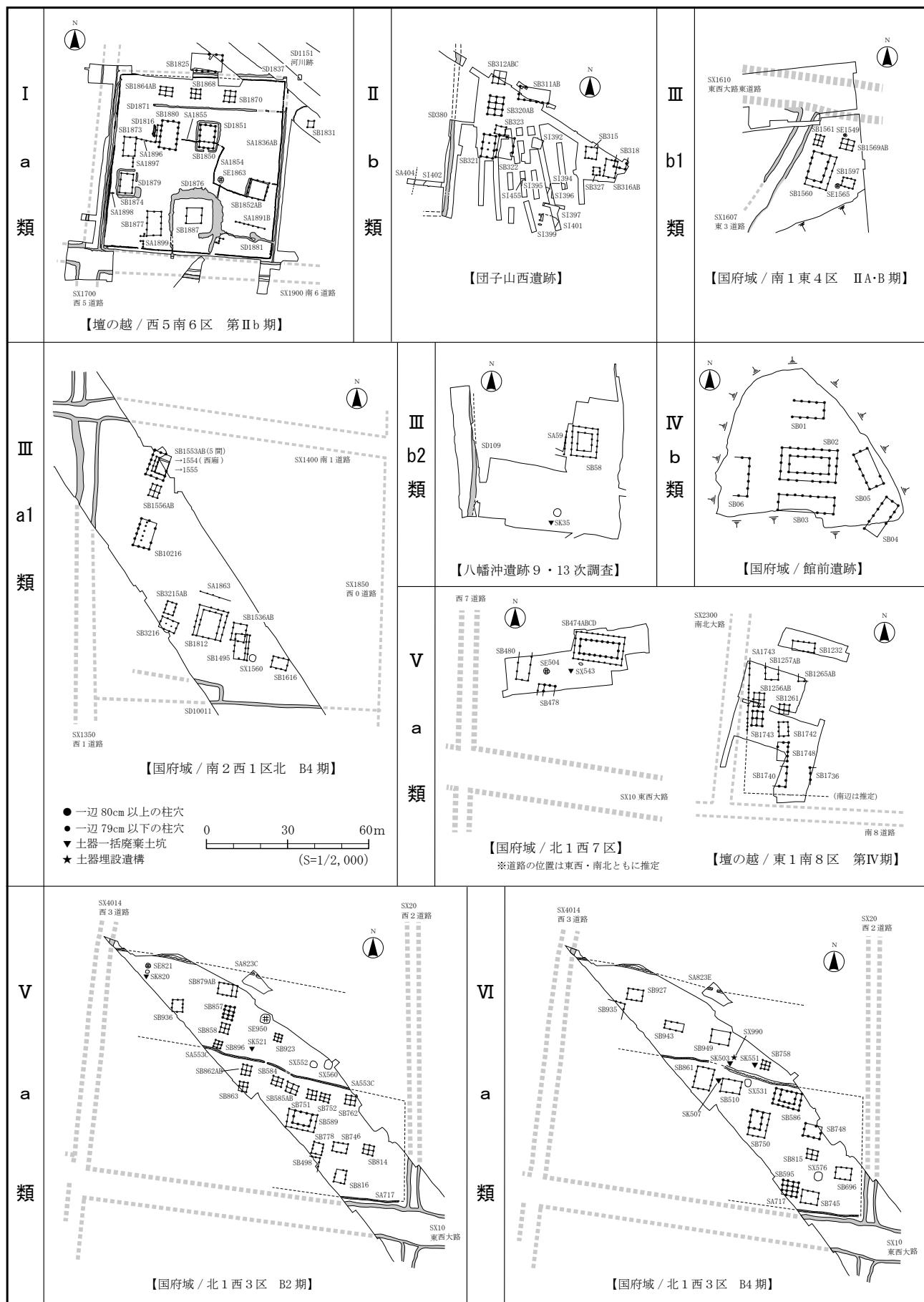
**VII類**：4間もしくは3間の主屋と3間の並屋が妻を広場に向けて並列に配置され、副屋・竈屋とともに広場をコ字状もしくはロ字状に囲む。囲繞施設を有するもの（VII a類）とないもの（VII b類）があり、前者は主屋が並屋より大きいVII a1類と同規模のVII a2類に分けられる。VII a1類は壇の越／西1南5南西-Ⅱ期〔掘立柱塀・区画溝〕（加美町2006・2008）で、VII a2類が国府域／南1西2南東-B3期〔道路・区画溝〕（宮城県1996b）、VII b類は壇の越／西5南7南隣-Ⅱa期（加美町2004b）や同／街区西隣（3区）-Ⅱa期、同／街区西外（14区）-Ⅱa期である（宮城県1998a・宮崎町1999・加美町2008）。年代は壇の越／西5南7-Ⅱa期、同／街区西隣（3区）-Ⅱa期、同／街区西外（14区）-Ⅱa期が8世紀中葉前半、同／西1南5-Ⅱ期が8世紀中葉、国府域／南1西2-B3期が9世紀後葉である。国府域／南1西2からは硯類が多く出土した。

**IX類**：4間もしくは3間の主屋と3間の並屋が直線的に配置され、3間以下の副屋や竈屋とともに広場をコ字状・ロ字状・L字状に囲む。囲繞施設を有するもの（IX a類）とないもの（IX b類）があり、ともに主屋の桁行が4間（IX a1・IX b1）と3間（IX a2・IX b2）に細分できる。主屋3間の場合、他の建物に対する優位性が認めにくいものが多い。また、小型倉庫は2棟一組となる例が多い。IX a1類は壇の越／街区西隣（3区）-Ⅱb期〔掘立柱塀〕（宮城県1998a・宮崎町1999・加美町2008）、IX a2類は壇の越／西1南5南西-Ⅲ期〔掘立柱塀〕（加美町2006・2008）、壇の越／西2南6西隣-Ⅲ期〔材木塀〕（宮城県2003）、田道町遺跡C地点〔材木塀or縦板塀〕（石巻市1995）、国府域／北3西5南西-Ⅰ期〔道路・区画溝〕（宮城県1997）、郡山遺跡65次A期〔区画溝〕（仙台市1992）である。IX b1類は熊の作遺跡2地点北西部（宮城県2016）、IX b2類が国府域／北2西5北東-ⅡA期（宮城県2018a）、亀岡遺跡（東北学院大学考古研1979、宮城県1996a、大衡村1995・2019）、前戸内遺跡-Ⅳb期（蔵王町2013）、下萩沢遺跡2004年度調査区（宮城県2009）である。

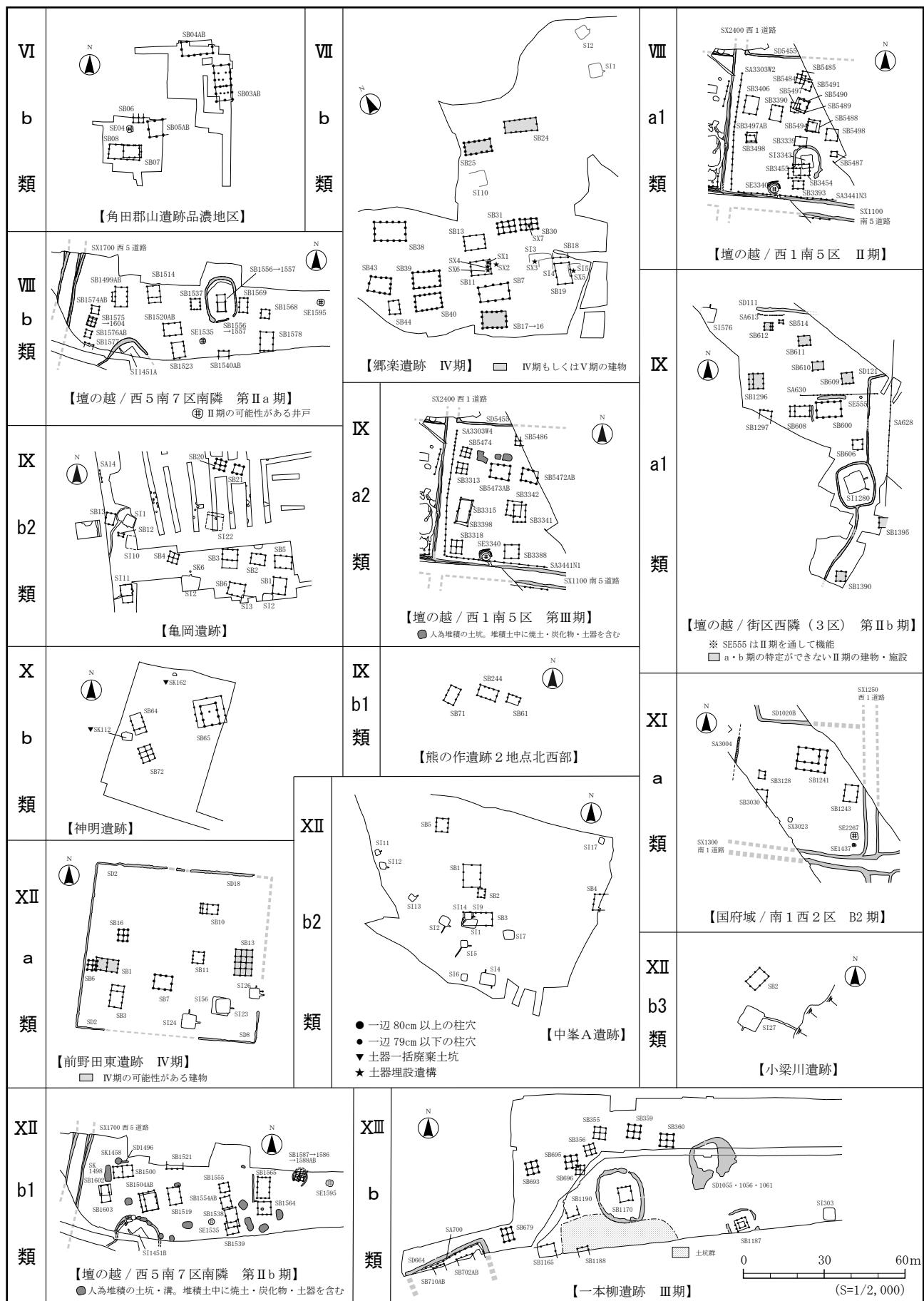
年代は熊の作2地点が7世紀前半頃とみられ、律令期型居宅の例としては陸奥国中部で最も古い。郡山65次-A期は7世紀末前後、下萩沢2004が8世紀中葉、壇の越／街区西隣（3区）-Ⅱb期が8世紀中葉後半、同／西1南5-Ⅲ期や西2南6西隣-Ⅲ期が8世紀後葉～9世紀前半、国府域／北3西5-Ⅰ期が8世紀末～9世紀前葉、亀岡が9世紀初頭、国府域／北2西5-ⅡA期が9世紀中葉、田道町/Cが8世紀後半～9世紀前半、前戸内-Ⅳb期が9世紀前葉～中葉である。壇の越／西1南5から墨書土器「官宅」「三宅」「宅」、田道町からは、牡鹿郡の蝦夷系豪族「真野公」に対する延暦11年（792）分の出舉額を記した木簡が出土しており、建物群の性格を示す資料として重要である。また、亀岡は須恵器双耳壺・稜塊・高盤・高壺といった官衙的器種が豊富であるほか、食器全体に占める須恵器の割合が高く、墨書土器「口上口（家）」が出土した。

**X類**：主屋が身舎3間の廂付建物で妻が広場を向き、副屋とともに広場をコ字もしくはL字状に囲む。囲繞施設を有するもの（X a類）とないもの（X b類）があり、前者は道路や区画溝で囲まれた。X a類の国府域／北3西5南西-地割ⅡB期は、片廂の主屋右に副屋が並び、広場を挟んだ南は井戸や畠地として利用された。X b類の神明遺跡は三面廂の主屋や副屋背後の土器廃棄土坑から多くの食器が出土した（大崎市2011）。年代は9世紀後半とみられ、墨書土器「斎稻所」や須恵器二面硯などが出土した。

**X I類**：主屋が身舎4間もしくは3間の廂付建物で、副屋・小型倉庫・竈屋とともに広場をコ字状もしくはロ字状に囲む。囲繞施設を有するもの（X I a類）とないもの（X I b類）がある。前者は国府域／南1西2南東-B2期（宮城県1996b）、同／南2西1南東-B4期（宮城県1996b）、同／北2西4北西-ⅡB期前半（宮城県2018a）で、二辺もしくは三辺が道路、他辺は道路側溝に接続する区画溝で囲まれた。主屋は3例とも身



第1図 陸奥国中部における館・居宅の分類 (1) (村田 2022、第4～9図を抜粋して再構成)



第2図 陸奥国中部における館・居宅の分類（2）（村田 2022、第4～9図を抜粋して再構成）

# 第1表 陸奥国中部における館・居宅の分類と特徴 (村田 2023)

※周縁施設の【】内は周だしだ設施名で、主屋城や離舍城の場合、「城」※副屋の右・左は主屋からみた位置を示す ※「外周」は外周構建物で

※※※施設の【】内は仮設施設名で、主屋・城や垂穂舎の場合、「城」は省略した。規模が途中までしか分からないものは、数字値に( )を加えている。( )は推定値  
※※※別居の右・左は柱が左みや位置を示す。※※外圍は外周圍建物で、A：掘立柱建物もしくは平地式建物で外周圍建物は幅が狭く深いもの、B：掘立柱建物もしくは平地式建物で外周圍建物は幅が狭く深いもの、C：堅穴式建物で外周圍建物は幅が狭く深いものに分ける。

舎一体型の二面廂（L字）で、廂は南と東西いずれかに付く。X I b類の角田郡山遺跡 10・27 次調査区の主屋は床張りで西と南に縁が付く建物と考えられる（角田市 1997・2002）。また、X I a類の国府域 / 北2西4は、雑舎域を含む全体が区画施設で囲まれた。年代は国府域 / 南1西2-B2期が9世紀中葉、同 / 北2西4-II B期前半が9世紀後葉、同 / 南2西1-B4期が10世紀前半、角田郡山 10・27 次は9世紀中葉である。

**X II類**：4間もしくは3間の主屋と副屋・竈屋が広場をコ字状・ロ字状・L字状に囲む。囲繞施設を有するもの（X II a類）とないもの（X II b類）があり、X II b類は主屋4間（X II b1類）と3間で主屋と複数の副屋や竪穴建物がL字形配置をとるもの（X II b2類）、3間で主屋と竪穴建物がL字形配置となるもの（X II b3類）に細分できる。X II a・X II b1・X II b2類の中には、VIII a2類やIX類の多くと同じく、主屋に隔絶性が認めにくいものがある。X II a類は下萩沢遺跡 2015 年度調査〔区画溝〕（栗原市 2016a）や前野田東遺跡 - III期・IV期は〔区画溝〕（名取市 2010）、国府域 / 北2西4西 - II A期〔道路・区画溝〕（宮城県 2018a）などで、主屋は3間である。このうち、前野田東と下萩沢 2015 は雑舎域を含む全体が区画施設で囲まれた。X II b1類は壇の越 / 西5南7南隣 - II b期である。X II b2類は郷楽遺跡 - III期（宮城県 1987・宮城県・利府町 1990・利府町 1995）、源光遺跡 2014 年度調査（栗原市 2015）、中峯A遺跡（宮城県 1985b）などがある。中峯Aは丘陵にあり、3間の主屋と5間の副屋が東緩斜面に向けてL字形に配された。また、両建物より 1m ほど高い丘陵頂部にある方形建物は、仏堂や社殿などの宗教施設とみられる。X II b3類の小梁川遺跡は、東の川を向いて主屋と竈屋（大型竪穴建物）がL字形に配される（宮城県 1985a）。本類は施設構成が単純で、山間地など継続的に集落が営まれない地域における居宅の一類型とみておきたい。年代は下萩沢 2015 が8世紀前葉、源光 2014 が8世紀前半、壇の越 / 西5南7南隣 - II b期が8世紀中葉後半、郷楽 - III期が9世紀前葉～中葉、国府域 / 北2西4-II A期が9世紀中葉、前野田東はIII期が9世紀中葉、IV期が9世紀後葉、小梁川は9世紀後葉、中峯Aが9世紀後葉～10世紀初頭である。中峯Aからは灰釉陶器皿・緑釉陶器碗のほか赤焼土器台付鉢が出土した。小梁川では、建物群より新しい竪穴建物の堆積土から水瓶や鉄鐸が出土しており、本建物群に帰属する可能性がある。

**X III類**：主屋が外周溝建物で、その周りを3間以下の小型建物や外周溝建物が囲む。囲繞施設を有するもの（X III a類）とないもの（X III b類）がある。前者は壇の越 / 西2南5北西 - III期〔道路・区画溝〕（加美町 2006）で、後者の一本柳遺跡 II・III期は、主屋の背後に小型倉庫群が東西に並ぶ。III期の主屋南東にある外周溝建物Aは、3×3間四面廂付建物で、仏堂もしくは社殿の可能性が指摘されている（宮城県 1998b・2001）。年代は壇の越 / 西2南5 - III期が8世紀後葉～9世紀前半、一本柳 - II期は8世紀中葉～後半、III期は8世紀末～9世紀前半である。一本柳からは、須恵器や土師器の鉄鉢、須恵器双耳壺・双耳壺・淨瓶、灰釉陶器手付水注・長頸瓶などが出土した。墨書土器には、小田郡と氏名の組合せである「小田丈部」や8点の弓関係資料（「弓」「弓口立か」）がある。また、花や蕾・斜格子が描かれた漆紙は、寺院関係の調度品や堂内装飾との関連が想定されている。さらに、II期の溝を中心に多賀城第I期の瓦類がまとまって出土しており、居宅に加え川湊施設の機能を併せ持った可能性が考えられる。

### 3. 副屋

副屋は、配置・建物の構成と規模・棟方向から以下のように分けられる（38例、（ ）内は分類、以下遺跡名の「遺跡」を略す）。

- 1) 広場両側に副屋列があり、一方が2列となるもの。側柱建物もしくは側柱建物と総柱建物で構成。棟方向は主屋と直交するものが多い。3例:国府域 / 北1西7（V a）と同 / 北1西3-B2期（V a）。また、同 / 北1西3-B4期（VI a）は先行するB2期・B3期と建物構成などに共通点が多いことから本類とみられる。
- 2) 広場両側にあり、片側1列は5間の側柱建物で構成されるもの。棟方向は主屋と直交するものが多い。5間建物が主体の2aと5間建物を含む2bがある。2a- 2例：国府域 / 館前（IV b）、角田

郡山 / 品濃 (VI b)。2 b- 2 例 : 郡山 65 次 - B 期 (V a)、壇の越 / 東 1 南 8 - III 期 (VI a)。

- 3) 広場両側にあり、片側 1 列は側柱建物と総柱建物で構成されるもの。副屋背後に倉庫が並ぶ。2 例 : 壇の越 / 東 1 南 8 - IV 期 (V a)、国府域 / 北 2 西 5 - II A 期 (IX b2)。
- 4) 広場両側にあり、片側 1 列は側柱建物もしくは側柱建物と総柱建物で構成されるもの。棟方向は主屋と直交するものが多い。7 例 : 壇の越 / 西 5 南 6 - II b 期 (I a)、同 / 西 5 南 5 - II 期 (I a)、同 / 西 2 南 6 西隣 - III 期 (IX a2)、同 / 西 1 南 5 - III 期 (IX a2)、国府域 / 南 2 西 1 - B4 期 (III a1)、団子山西 I - 9 区 - II 期 (II b)、郡山 65 次 - A 期 (IX a2)。壇の越 / 街区西隣 (3 区) - II b 期 (IX a1) も本類とみられる。
- 5) 広場両側に 1 列ずつ、5 間側柱建物を含む。棟方向は主屋と同じ。1 例 : 郡山 65 次 - A 期 (IX a2)。
- 6) 広場両側に 1 列ずつ、側柱建物と総柱建物で構成されるもの。一方が側柱建物列でもう片方は倉庫列の例がある。5 例 : 国府域 / 南 1 西 2 - B3 期 (VIII a2)、壇の越 / 西 5 南 7 南隣 - II a 期 (VIII b)、亀岡 (IX b2)、前戸内 - IV 期 (IX b2)、壇の越 / 西 2 南 5 - III 期 (X III a)。
- 7) 広場片側に 1 列、側柱建物もしくは側柱建物と総柱建物で構成されるもの。5 例 : 壇の越 / 西 1 南 5 - II 期 (VIII a1)、国府域 / 北 3 西 5 南西 - 地割 II B 期 (X a)、同 / 北 2 西 4 - 地割 II B 期 (X I a)、郷楽 III 期 (X II b2)。源光 B 期 (II b) も本類とみられる。
- 8) 広場両側に 1 棟ずつ、側柱建物や竪穴建物 (竪屋) で構成されるもの。7 例 : 国府域 / 北 3 西 5 - 地割 I 期 (IX a2)、同 / 南 1 西 2 - B2 期 (X I a)、同 / 南 2 西 1 - B4 期 (X I a)、壇の越 / 街区西隣 (3 区) - II a 期 (VIII b)、同 / 西 5 南 7 南隣 - II b 期 (X II b1)、前野田東 III 期 (X II a)、同 IV 期 (X II a)。
- 9) 広場片側に 1 棟、側柱建物または竪穴建物で構成されるもの。4 例 : 国府域 / 北 2 西 4 - 地割 II A 期 (X II a)、熊の作 2 地点北西 (IX b1)、中峯 A (X II b2)、小梁川 (X II b3)。
- 10) 主屋のみで副屋なし。1 例 : 八幡沖 (III b2)

1 ~ 9 については、副屋の構成・建物構造・棟方向・棟数、また、背後の倉庫群の有無などに着目すると、格式の高い順に 1 · 2 ab → 3 · 4 → 5 · 6 → 7 · 8 → 9 と整理できる。一方、10 は 10 世紀中葉で、主屋は妻向きの 5 × 4 間四面廂建物である。前述したように 9 世紀後半以降の妻向き主屋は、副屋の機能の一部を包括する形で大型化しており、副屋なしは主屋の傑出化が進化した形と理解できるため、1 ~ 9 とは別扱いとする。

#### 4. 倉庫

倉庫は掘立柱建物で、掘込地業や礎石建物は認められない。中心建物群が判明した 54 例の倉庫をみると、2 × 2 間以下の総柱建物もしくは側柱建物が主体で、3 間以上は 92 例中 11 例と少ない (12.0%)。81 例の中には、倉庫群の中で総柱でない 2 × 2 間以下の正方形の小型建物についても、高床もしくは小柱穴や根太を用いて低床を有したと判断し、倉庫に含めている。第 2 表は、陸奥国中部の館・居宅の倉と郡家正倉の規模を比較したものである。これを見ると、前者は桁行・梁行とも総長が 2 ~ 6 m の範囲に集中する。面積は 25 m<sup>2</sup>未満が 93.5% (86/92 例) を占め、その平均値は 15.3 m<sup>2</sup> である。これらは、規模・構造からみて穀糀を収納した穀倉ではなく、穀糀を収納した穀倉が主体であった蓋然性が高く (山中・石毛 1998)、田中広明氏は居宅内の収納施設の主体が屋であったと指摘している (田中 2003)。一方、郡家正倉は桁行総長が 5 ~ 11 m、梁行総長は 4 ~ 9 m の範囲に集中する。面積は 35 m<sup>2</sup> 以上が 81% (43/53 例) を占める。このため、陸奥国中部における館・居宅の倉と郡家正倉の規模は山中敏史氏の指摘 (山中 2007) と同じ傾向を示すといえるが、郡家正倉の平均値は 57.4 m<sup>2</sup> と全国の 44.63 m<sup>2</sup> より約 1.3 倍大型であり、陸奥国中部における正倉の特徴といえる。

これに対し、国府域 / 北 1 西 3 - B4 期 SB595、団子山西 SB320、郷楽 IV 期の双倉 SB30 · 31、前野田東 III 期 SB13 の 4 例は、面積が 30 m<sup>2</sup> 以上を超える大型の倉で、郡家正倉と同クラスである。位置は、国府域 SB595 が主屋正面の東西大路沿い、団子山西 SB320 は新田柵南門に至る南北道路東側、郷楽

SB30・31は東副屋列の外にある。前野田東SB13は区画東辺沿いであるが、居宅の南には丘陵が張り出すため、東の沢から居宅を見上げた場合、一番目立つ位置に置かれたとみられる。こうしたことから、館や居宅の大型倉庫は建物群の中でも目立つ場所に置いて主の威儀を示したと考えられる。

館や居宅の倉庫は配置から以下のように分けられる。

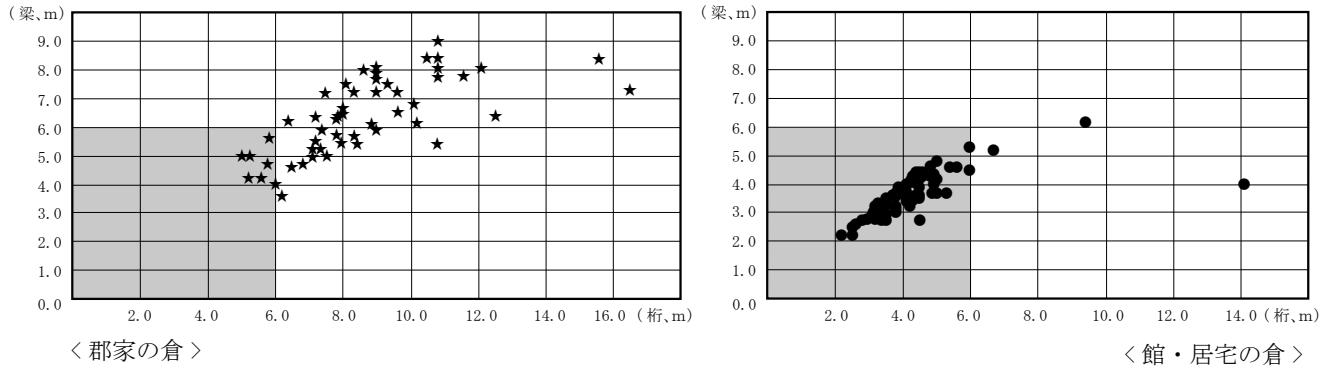
- a) 3棟以上が主屋を三方からコ字型に囲むもの。4例（推定を含む）：国府域 / 北1西3-B2期、同 / 北2西4-地割II B期、同 / 西1南5-III期、角田郡山10・27次。
- b) 2棟以上が主屋背後で直線状に並ぶもの。5例：国府域 / 南1東4-II A・B期、壇の越 / 西5南6-II期、田道町 / C、亀岡、一本柳 - II期。
- c) 2棟以上が主屋背後から右に不揃いに並ぶもの。2例：国府域 / 南2西1-B3期、一本柳 - III期。
- d) 2棟以上が主屋右に直線状に並ぶもの。3例：国府域 / 北2西5-地割II A期、壇の越 / 東1南8-IV期、同 / 西5南7南-II a期。
- e) 右副屋列で側柱建物とともに並ぶもの。4例：国府域 / 北3西5-地割I期、団子山西I-9区-II期、神明、前野田東-IV期。
- f) 左副屋列で側柱建物とともに並ぶもの。4例：国府域 / 北1西3-B4期、同 / 北2西4-地割II B期、壇の越 / 西1南5-II期、前戸内-IV b期、推定を含む。
- g) 雜舍域で2棟以上が直線状に並ぶもの。2例：壇の越 / 西2南6西-III期、同 / 西5南7南-II b期。
- h) 雜舍域で側柱建物とともに並ぶもの。1例：国府域 / 南2西1-B4期。

このうち、a～eのように主屋背後や右側にあるのは25例中18例あり（72.0%）、倉庫が主屋の北側（背後）や西側（右側）に位置する事例が多いという全国的な傾向と整合する（山中・石毛2004）。また、壇の越 / 東1南8-IV期、同 / 西1南5-III期、同 / 西2南6西隣-III期、国府域 / 北2西5-II A期、亀岡遺跡をみると、倉が隣り合う場合は2棟一対が一つの単位であったと考えられる。

## 5. 館・居宅の階層性と性格

大別13類に分けられた館・居宅は、敷地の広さや囲繞施設の有無、中心建物群の配置、主屋の規模や構造、副屋の構成、倉庫の配置などからA～Eの5ランクに分けられる（詳細は第3表を参照）。

- A) IV b類とV a・VI a類のうち副屋構成が1類のもの。国府域 / 北1西7-B2期（V a）と同 / 北1西3-B4期（VI a）は敷地が一町四方で、主屋域の背後に広い雑舍域があり、それぞれが材木塀で囲まれる。主屋5間以上の三面廂もしくは四面廂の単独型で、副屋構成は1・2a類である。また、国府域 / 北1西3-B2期は小型倉庫が主屋両側から背後にかけてコ字状に配置される。国府域のみで認められ、館前を除く3例は東西大路沿いでメインストリートに面する。
- B) I a・III a1・III a2・III b1・VI b類とII b・V a・VI a類のうち副屋構成が2b・3・4類のもの。国府域 / 南2西1北-B4期（III a1）・B3期（III a2）は敷地が幅一町、奥行き3/4町で、主屋域と雑舍域が目隠塀で隔てられる。壇の越 / 西5南6南西-II b期や同 / 西5南5-II期（I a）は、方半町の主屋域が材木塀で囲まれる。主屋は5間で直列型・並列型・単独型が認められるが、単独型が多い。有廂（四面・三面・二面・部分）と無廂がある。二面廂は両廂ではなく、隣り合う二面にL字型の廂が付く二面廂（L）である。副屋構成は2a・2b・3・4類で、多くの棟方向は主屋に直交する。倉庫群を有する場合は主屋や副屋の背後に直線状に配置される。Aランクに較べて主屋に二面廂・部分廂・無廂が加わり、副屋は4間以下となるものが多く、敷地も狭い。陸奥国中部の南から黒川以北十郡域の広い範囲で認められる。
- C) III b2・VII b・X b・X I a・X I b類とII b類のうち副屋構成が7類とみられるもの。X I a類の主屋域は方半町前後である。主屋は5間が四面廂の独立型と無廂の直列型、4間は三面廂と二面廂（L）の独立型である。うち、郷楽IV期（VII b）の主屋は5間2棟を南北に並べた双堂と考え



第2表 郡家と館・居宅の倉 (村田 2023 に加筆)

遺跡/地区-遺構期	ランク	主屋							主屋・並屋		分類	他の5間建物		副屋分類	倉庫群		雜舍域	圓 縱 施 設				性 格				
		桁行	四面	三面	二面	片	部分	無廂	外周	配置		棟数	位置		有無	配置		全體	主屋	雜舍	規模(東西×南北, m)	国府域	他地域			
国府域/館前	A	7	○							×	単独	平	IVb	5+	向屋・副屋	2a	-	-	-	-	-					
国府域/北1西7南西-B1期	A	9	○							×	単独	平	Va	-	-	1	-	-	-	-	-					
国府域/北1西3南-B2期	A	5	○							×	単独	平	Va	-	-	1	○	a	○	○	○	(112×124)【全体】				
国府域/北1西3南-B4期	A	5	○							×	単独	平	Vla	-	-	1b	×	f	○	○	○	(112×124)【全体】				
国府域/南2西1北-B4期	B	5	○							×	単独	妻	IIIa1	2+	雜舍	4	-	h	○	○	×	×	(107×90)【全体】			
国府域/南2東1北	B	5	○							×	単独	妻	IIIa1	×	×	-	-	-	○	×	×	×	(71×91)【全体】			
国府域/南1東4北西-II A-B期	B	5		○						×	単独	妻	IIIb1	-	-	-	○	b	-	×	×	×	-			
国府域/南2東1北-B3期	B	5								○優	×	単独	妻	IIIa2	×	×	-	-	c	○	×	×	×	(107×86)【全体】		
国府域/北2西4南-地割 II B期	B	5	○							×	単独	平	Vla	-	-	-	-	f	-	-	○	-	45+×53【主屋】			
郡山/65次-B期	B	5	○							×	単独	平	Va	1+	副屋	2b	-	-	-	-	○	-	32+×31+【主屋】			
壇の越/西5南6南西-II期	B	5			○					○	並列	妻	Ia	-	-	4	○	b	-	-	○	-	61×64【主屋】			
壇の越/西5南5南西-II期	B	5								○優	×	並列	妻	Ia	-	-	4	-	-	-	-	○	-	61×64【主屋】		
团子山西I-9区-II期	B	5								○優	×	直列	平	IIb	-	-	4	○	e	-	-	×	-			
壇の越/東1南8南西-IV期	B	5	-	-	-	-	-	-	-	×	単独	平	Va	-	-	3	○	d	-	-	○	-	38+×(56)【主屋】			
壇の越/東1南8南西-III期	B	5	-	-	-	-	-	-	-	×	単独	平	Vla	1+	副屋	2b	-	-	○	-	○	-	38+×(56)【主屋】			
神柵	B	5								○優	×	単独	平	Vla	-	-	-	-	○	○	×	-	(56)×36+【主屋】			
角田郡山/品濃	B	5								○優	×	単独	平	Vlb	1+	副屋	2a	-	-	-	-	-	-			
国府域/南1西2南東-B2期	C	4		○						×	単独	平	X I a	-	-	8	-	-	-	-	○	-	48+×46【主屋】	軍團幹部の居宅、交通関係施設		
国府域/北2西4北西-地割 II B期	C	4		○						×	単独	平	X I a	×	×	7	○	a	○	×	×	×	(55×70)【全体】			
国府域/南2西1南東-B4期	C	4		○						×	単独	平	X I a	1+	副屋	8	-	-	-	-	○	-	61+×42【主屋】			
八幡沖	C	5	○							×	単独	妻	IIIb2	×	×	10	×	×	×	○	×	×	-			
郷楽-IV期	C	5								○雙堂	×	単独	平	Vlb	1+	雜舍	5	×	○	×	×	×	×		郡司層やそれに準ずるクラス、軍團幹部の居宅、交通関係施設	
源光2021-B期	C	5								○優	×	直列	平	IIb	-	-	7b	-	-	-	-	○	-			
神明	C	4	○							×	単独	妻	Xb	-	-	4or7	-	e	-	×	×	×	-			
角田郡山/10・27次	C	4	○							×	単独	平	X I b	-	-	○	a	-	-	-	-	-	-			
国府域/北3西5南西-地割 I 期	D	3		○						×	直列	平	IXa2	×	×	8	×	e	×	○	×	×	30~39×61【全体】	国府に出自した下級官人や軍團武官の居宅、交通関係施設		
郡山/65次-A期	D	3			○					○	直列	平	IXa2	×	×	4	-	-	-	-	○	-	32+×31+【主屋】			
壇の越/西1南5南西-II期	D	3								○優	×	並列	妻	VIIa1	×	×	7	-	f	-	-	○	-	50+×(60)【主屋】		
壇の越/西5南7南隣-IIa期	D	4			○					○優	×	並列	妻	VIIb	-	-	6	○	d	○	×	×	×			
壇の越/街区西隣(3区)-IIa期	D	3								×	並列	妻	VIIb	×	×	8	-	-	○	×	×	×	-			
壇の越/街区西隣(3区)-IIb期	D	4								○優	×	直列	平	IXa1	×	×	6b	-	-	○	○	○	-	50+×70+【全体】		
壇の越/西2南6西隣-III期	D	3								○優	×	直列	平	IXa2	×	×	4	○	g	○	-	○	-	30~44×38【主屋】		
壇の越/西1南5南隣-III期	D	3								○優	×	直列	平	IXa2	×	×	4	○	a	-	-	○	-	42+×50【主屋】		
壇の越/西5南7南隣-IIb期	D	4								○優	×	単独	平	X II b1	×	×	8	-	g	○	-	×	×	-		
田道町/C	D	3								○	直列	平	IXa2	×	×	4or7	○	b	○	-	○	-	46+×50+【主屋】			
国府域/南1西2南東-B3期	E	3			○					○	並列	妻	VIIa2	×	×	6	-	-	-	-	○	-	52+×46【主屋】	国府に出自した下級官人や軍團武官の居宅、交通関係施設		
国府域/北2西5北東-地割 II A期	E	3								○優	×	直列	平	IXb2	×	×	3	○	d	-	×	×	×	-		
国府域/北3西5南西-地割 II B期	E	3			○					×	単独	妻	Xa	×	×	7	×	×	○	○	×	×	(43)×(60)【全体】			
国府域/北2西4北西-地割 II A期	E	3								○優	×	単独	平	X II a	×	×	9	×	×	-	-	○	-	56×34~40【主屋】		
壇の越/街区西外(14区)-IIa期	E	4								○優	×	並列	妻	VIIb	×	×	8or9	×	○	×	×	×	-			
熊の作(2)地点北西部	E	4								○優	×	直列	平	XIIb1	×	×	9	×	×	○	×	×	×	-		
亀岡	E	3			○					×	直列	平	XIIb2	×	×	6	○	b	○	×	×	×	-			
前戸内-IV期	E	3								○優	×	直列	平	XIIb2	×	×	6	-	f	○	×	×	×	-		
下萩沢2004	E	3								○	直列	平	XIIb2	×	×	6or7	-	-	○	×	×	×	-			
前野田東-III期	E	3								○	単独	平	X II a	×	×	8	×	×	○	○	×	×	(72)×65【全体】			
前野田東-IV期	E	3								○	単独	平	X II a	×	×	8	×	e	○	○	×	×	66×61【全体】			
下萩沢2015	E	3								○	単独	平	X II a	×	×	-	-	-	○	○	×	×	45+×32+【全体】			
源光2014	E	3								○	単独	平	X II b2	×	×	-	-	-	-	×	×	×	-			
郷楽-III期	E	3								○	単独	平	X II b2	×	×	7	×	×	○	×	×	×	-			
中峯A	E	3								○優	×	単独	平	X II b2	1	副屋	9	×	×	×	×	×	×	-		
小梁川	E	3								○優	×	単独	平	X II b3	×	×	9	×	×	×	×	×	×	-		
壇の越/西2南5北西-III期	E	×								○	単独	×	X IIIa	×	×	6	×	×	○	×	○	×	44~40×36+【全体】			
一本柳-II期	E	×								○	単独	×	X IIIb	×	×	-	○	b	-	×	×	×	-			
一本柳-III期	E	×								○	単独	×	X IIIb	×	×	4or6	○	c	○	×	×	×	-			

※「主屋」の外周は外周溝建物 ※「無廂」の○優は、副屋などの他の建物に対し規模や有廂などの点で優位性が認められる主屋

第3表 陸奥中部における館・居宅の階層性と性格 (村田 2023 に加筆)

られる。副屋構成は4・5・7・8・10類が認められる。Bランクに較べて主屋に4間の三面廂と二面廂(L)が加わり、5間の場合は副屋が主屋と棟方向が同じ5類や副屋なしの10類があり、新たな組合せとなる。陸奥国中部の全域で認められる。

D) VIII a1・VIII b・IX a1・IX a2類・X II b1類で、敷地は雑舎域を含む全体が2/3町四方、中心建物群は半町前後である。主屋は4間もしくは3間で有廂と無廂がある。前者は片廂以下で、後者は他建物より規模が大きく、優位性が認められるものが多い。主屋は並列型もしくは直列型で、単独型は1例のみである。副屋構成は4・6・7・8類が認められる。Cランクに較べて主屋に3間が加わり、4間の場合は有廂が少なく、例外を除き片廂もしくは部分廂である。並列型や直列型が多く、主屋が小型であるため並屋とセットで他の建物と区別したと考えられる。陸奥国中部の全域で認められる。

E) VIII a2・IX b1・IX b2・X II a・X II b2・X II b3・X III a・X III b類とVIII b類で副屋構成が8類もしくは9類のもの。雑舎域を含む全体が2/3町四方以下で、中心建物群は方半町以下である。副屋構成は3・4・6～9類が認められる。Dランクと較べて主屋は3間無廂が多くなり、他建物との判別が付けにくくなる。陸奥国中部の全域で認められる。

館・居宅におけるA～Eランクは、敷地の広さや囲繞施設の有無、中心建物群の配置、主屋の規模や構造、副屋の構成、倉庫の配置などから格式の高い順に並べるとA→B→C→D→Eとなり、階層性が指摘できる。それぞれの性格については、特徴的な遺物とともに、国府域とその他(以下、他地域)に分けて検討する。ただし、7世紀末から8世紀初頭段階の郡山遺跡は陸奥国府と考えられるため、国府域に含めている。Aランクは建物群の格式が最も高く、国府域に限定される。北1西7(V a)からは施釉陶器や中国産陶磁器、硯類、金泥が付着した灰釉陶器のほか、土器廃棄土坑から多量の食器、さらに、主屋の柱穴から陸奥国守が右大臣へ馬を進上した際の収文に伴う題箋軸(木簡)が出土しており、国司館と指摘された(多賀城市1991a)。北1西3-B2・4期(V a・VI a)もまた、国司館に比定されており(宮城県1996b)、Aランクは国司四等官の宿泊滞在施設である国司館と考えられる。

Bランクは、国府域が四等官より下の国司(博士・医師・史生・守儀仗など)や員外国司、陰陽師や弩師などの中央派遣官人、他地域では国府から派遣された城司を含む上級官人の居宅とみられる。また、壇の越/西5南6や同/西5南5(I a)、同/東1南8-III・IV期(V a・VI a)、角田郡山/品濃(VI b)の例から、陸路や水路を利用した館などの交通関係施設が含まれ(村田2010・2022)、倉庫群や広い雑舎域は、物資集散機能に関わる施設またはスペースと理解できよう。Cランク以下は比定が可能なものからみていきたい。Dランクは、壇の越/西1南5南西(IX a2)より墨書土器「宅」、「三宅」、「官宅」が出土したことから、他地域では郡司層やそれに準ずるクラス、軍団武官の居宅、交通関係施設と考えられる。また、田道町/C(IX a2)は牡鹿郡に居住した蝦夷系豪族「真野公」に対する出舉額を記録した木簡(平川1995)が出土し、建物群の中には東の北上川を向くものがあることから、居宅に加え、陸奥国北部への主要交通路である北上川河口の館や川湊の建物群などで構成された複合施設とみられる。

Eランクは最も下層であり、国府域は国府に出仕した下級官人、他地域が郡家に出仕した下級官人や郷長・里長を含む有力百姓(上級農民)クラスの居宅であり、ともに軍団武官の居宅や交通関係施設が加えられよう。また、X III b類は蝦夷郡である遠田郡のみで認められることから、蝦夷系有力者の居宅の可能性を考えておきたい。このようにみてくると、国府域のCランクはBに次ぐことから、軍毅や主帳といった軍団幹部の居宅のほか交通関係施設が含まれる。また、国内の郡出張所や国司館南東隅にあたる南1西2-B2期(X I a)で想定された家政機関(柳澤2020)といった視点も必要である。他地域のCランクについては陸奥国南部の例を参考にすると郡司層の居宅が想定できることから、軍団幹部の居宅や交通関係施設も含まれよう。国府域のDランクは国府に出仕した下級官人や軍団武官の居宅、交通関係施設とみておきたい。

## 6. その他の有力者居宅跡

古代の有力者居宅は、中心建物群が広場を囲んでコ字形やロ字形、L字形に配置された。25 m<sup>2</sup>以下の小型倉庫を伴う例が多く、2棟以上が並ぶ場合は主屋の背後や右前に置かれるなど施設構成に一定の共通性が認められ、出土遺物は一般集落と異なる。本稿で取り上げなかった居宅跡としては、他に大崎市高幌遺跡（古川市 2001b）、同市灰塚遺跡（古川市 2002・2003、大崎市 2016・2017）、利府町熊野堂遺跡（利府町 1994）、仙台市南小泉遺跡（仙台市 1983）、名取市北東宮下遺跡（名取市 1986・1988）、山元町谷原遺跡（山元町 2016a・b）、同町館の内遺跡（宮城県 2002）、同町熊の作遺跡の平安時代建物群（宮城県 2016）、白石市馬場台遺跡（白石市 2021）などがある。このうち、馬場台遺跡は篤借駅家跡の可能性が示されているが、倉庫は3棟とも25 m<sup>2</sup>以下で現時点では居宅跡との識別が不可能である。今後の調査成果に注目したい。

### 関連文献（論文のみ。報告書は割愛させていただいた）

- 青山博樹・菅原祥夫 2016 「会津郡衙周辺遺跡の成果と課題」『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告 16』福島県文化財調査報告書第 505 集 pp. 219～242
- 荒木隆 2000 「古代会津郡東半部（会津若松市域）における奈良・平安時代掘立柱建物跡の特質」『若松北部県営圃場整備発掘調査報告書 II』会津若松市文化財調査報告書第 66 号 pp. 481～512
- 家原圭太 2007 「京内貴族邸宅の構造—平城京を中心に—」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
- 石毛彩子 1998 「古代豪族居宅の構造—官衙・集落との比較から—」『古代豪族居宅の構造と類型』 奈良文化財研究所
- 植松暁彦 2007 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群について」『さあべい』第 23 号 pp. 34～56
- 植松暁彦 2009 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群について（2）」『山形考古』第 9 卷第 1 号 pp. 59～84
- 斎藤和機 2018 「陸奥国府城の建物配置」『山王遺跡 VII』宮城県文化財調査報告書第 246 集 pp. 271～281
- 坂井秀弥 1994 「庁と館、集落と屋敷—東国古代遺跡にみる館の形成—」『城と館を掘る・読む—古代から中世へ—』山川出版社 pp. 21～55
- 菅原祥夫 1998 「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所 pp. 77～92
- 菅原祥夫 2007 「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
- 菅原祥夫 2008 「東北の豪族居宅（補遺）」『藏王山麓の郷土誌』中橋彰吾先生追悼論文集刊行会
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 2018 『古代の多賀城と国司館』第 29 回企画展図録
- 高橋千晶 2013 「陸奥国北部における館の成立と展開—鎮守府胆沢城周辺の様相—」『考古学の諸相 III』坂詰秀一先生 喜寿記念論文集 pp. 219～228
- 高橋透 2016 「陸奥国府城における掘立柱廂付建物の特質」『宮城考古学』第 18 号 宮城県考古学会 pp. 77～94
- 田中広明 2006 『国司の館—古代の地方官人たち—』学生社
- 田中広明 2007 「地方官衙の「館」と豪族の居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
- 奈良国立文化財研究所 1998 『古代の稻倉と村落・郷里の支配』
- 奈良文化財研究所 2003・2004 『古代の官衙遺跡 I（遺構編）・II（遺物・遺跡編）』
- 奈良文化財研究所 2007 『古代豪族居宅の構造と機能』
- 平川南 1995 「宮城県石巻市田道町遺跡木簡」『田道町遺跡』石巻市文化財調査報告書第 7 集
- 前沢和之 2017 「上野国交替実録帳からみる郡家の景観」『日本古代の道路と景観—駅家・官衙・寺—』八木書店 pp. 245～266
- 松村恵司 1999 「大型建物の系譜と性格の変遷」『公開セミナー古代の大型建物跡記録集—役所か邸宅か—』
- 松本修自 2003 「軸部と屋根」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』奈良文化財研究所 pp. 28～33
- 村木志伸 2003 「出羽南半における官衙関連遺跡」『歴史遺産研究』創刊号 東北芸術工科大学歴史遺産学科 pp. 49～80
- 村田晃一 2016 「郡庁東院・北東院の性格」『三十三間堂官衙遺跡総括報告書』亘理町教育委員会 pp. 177～179
- 村田晃一 2017a 「宮城県東山官衙遺跡群の景観」『日本古代の道路と景観—駅家・官衙・寺—』八木書店
- 村田晃一 2017b 「陸奥国海道南部の官衙と交通」『古代の河川交通』考古学ジャーナル 695 号 ニューサイエンス社
- 村田晃一 2018 「陸奥中部における陶窯の生産と消費（1）」『宮城考古学』第 22 号
- 村田晃一 2022・2023 「陸奥国中部における古代の館と有力者居宅（1）（2）」『宮城考古学』第 24・25 号
- 柳澤和明 2020 「陸奥国府多賀城跡の国司館」『条里制・古代都市研究』第 35 号
- 山中敏史 2004 「国司館」、「郡衙の諸施設」、「郡庁」、「正倉の規模と収納量」、「館・厨家」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
- 山中敏史 2007 「地方豪族居宅の建物構造と空間的構成」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所
- 山中敏史・石毛彩子 1998 「地方豪族の居宅と稻倉」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- 山中敏史・石毛彩子 2004 「地方豪族居宅」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
- 山中雄志 2014・2016・2018 「会津地方における古代集落の様相—1・2・3-」『福島考古』第 56・57・60 号